

# 別紙資料

パターン1：在学時の単位

## 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和7年9月20日

〇〇大学長 □□ □□

記

### 1. 基礎資格

・学位の種類	学士(文学)	・備考
・在学期間	平成17年4月1日～平成21年3月24日(〇〇大学文学部歴史学科)	

### 2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ	
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—

### 3. 単位

教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
日本史及び外国史	○	日本史概説	4	
		東洋史概説	4	
		西洋史概説	4	
うち日本史				
うち外国史				
地理学(地誌を含む。)				
「法律学、政治学」				
「社会学、経済学」				
「哲学、倫理学、宗教学」				
		計	12	

教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教職の意義等に関する科目				
・教職の意義及び教員の役割				
・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
・進路選択に資する各種の機会の提供等				
		小計	0	
教育の基礎理論に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	教育原論	2	
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
		小計	2	
教育課程及び指導法に関する科目				
・教育課程の意義及び編成の方法				
・各教科の指導法				
・道徳の指導法				
・特別活動の指導法				
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○	教育の方法と技術	2	
		小計	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
・生徒指導の理論及び方法				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
・進路指導の理論及び方法				
		小計	0	
総合演習				
		小計	0	
教育実習				
		小計	0	
		計	4	

教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
大学が加える教職に関する科目に準ずる科目			
	計	0	

・上記の全ての単位を修得した年度	平成19年度
------------------	--------

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	身体運動論	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	情報メディア演習	2	
	計	8	

【備考】

- ・「教科に関する科目」の「確認欄」には、各欄の左に記載されている各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・「教職に関する科目」の「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和7年9月20日

○○大学長 □□ □□

記

1. 基礎資格

・学位の種類	学士(文学)	・備考	
・在学期間	平成17年4月1日入学 ～ 平成21年3月24日卒業(○○大学文学部歴史学科)		

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				※印の科目は平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2項及び第3項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。
日本史・外国史	○	※日本史概説	4	
		※東洋史概説	4	
		※西洋史概説	4	
うち日本史				
うち外国史				
地理学(地誌を含む。)				
「法学、政治学」				
「社会学、経済学」				
「哲学、倫理学、宗教学」				
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目				
		小計	12	
教育の基礎的理解に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	※教育原論	2	
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
		小計	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・道徳の理論及び指導法				
・総合的な学習の時間の指導法				
・特別活動の指導法				
・教育の方法及び技術	○	※教育の方法及び技術	2	
・情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法	○			
・生徒指導の理論及び方法				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		小計	2	
教育実践に関する科目				
・教育実習				
事前及び事後の指導				
教育実習				
学校体験活動				
・教職実践演習				
		小計	0	
大学が独自に設定する科目				
		小計	0	
		計	16	

注) ※上記備考の読み替えに加え、令和3年改正教育職員免許法施行規則附則第2項により、旧規則の科目の単位を読み替えている。

・上記の全ての単位を修得した年度	平成19年度
------------------	--------

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	身体運動論	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報メディア演習	2	
	計	8	

【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和7年9月20日

〇〇大学長 □□ □□

記

1. 基礎資格

・学位の種類	学士(文学)	・備考	
・在学期間	平成17年4月1日入学 ～ 平成21年3月24日卒業(〇〇大学文学部歴史学科)		

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

3. 単位

教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
日本史及び外国史	○	日本史概説	4	
		東洋史概説	4	
		西洋史概説	4	
	うち日本史 うち外国史			
地理学(地誌を含む。)	○	人文地理学	4	
		自然地理学	4	
		地誌	4	
「法律学、政治学」	○	法学概論	4	
「社会学、経済学」	○	社会学概論	4	
「哲学、倫理学、宗教学」	○	哲学概論	4	
		計	36	

教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教職の意義等に関する科目				
・教職の意義及び教員の役割	○	教職論	2	
・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	○			
・進路選択に資する各種の機会の提供等	○			
		小計	2	
教育の基礎理論に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	教育原論	2	
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○	教育心理学	2	
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	○	教育行政学	2	
		小計	6	
教育課程及び指導法に関する科目				
・教育課程の意義及び編成の方法	○	教育課程論	2	
・各教科の指導法	○	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2	
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	
・道徳の指導法	○	道徳教育指導法	2	
・特別活動の指導法	○	特別活動論	2	
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○	教育の方法と技術	2	
		小計	16	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
・生徒指導の理論及び方法	○	生徒・進路指導論	2	「生徒・進路指導論」を含む。
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○	教育相談	2	
・進路指導の理論及び方法	○		2	
		小計	4	
総合演習	○	教職総合演習	2	
		小計	2	
教育実習				
事前及び事後の指導	○	教育実習指導	1	
教育実習	○	教育実習A	2	
		教育実習B	2	
		小計	5	
		計	35	

教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
大学が加える教職に関する科目に準ずる科目			
	計	0	

・上記の全ての単位を修得した年度	平成20年度
------------------	--------

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	身体運動論	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	情報メディア演習	2	
	計	8	

【備考】

- ・「教科に関する科目」の「確認欄」には、各欄の左に記載されている各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・「教職に関する科目」の「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和7年9月20日

○○大学長 □□ □□

記

1. 基礎資格

・学位の種類	学士(文学)	・備考	
・在学期間	平成17年4月1日入学 ～ 平成21年3月24日卒業(○○大学文学部歴史学科)		

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考	
		名称	単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				※印の科目は平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2項及び第3項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。	
日本史・外国史	○	※日本史概説	4		
		※東洋史概説	4		
		※西洋史概説	4		
	うち日本史				
うち外国史					
地理学(地誌を含む。)	○	※人文地理学	4		
		※自然地理学	4		
		※地誌	4		
「法学、政治学」	○	※法学概論	4		
「社会学、経済学」	○	※社会学概論	4		
「哲学、倫理学、宗教学」	○	※哲学概論	4		
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)					
・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目	○	※社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		
		※社会科・公民科教育法Ⅰ	2		
		※社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		
		※社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		
			小計	44	
教育の基礎的理解に関する科目				注) ※上記備考の読み替えに加え、令和3年改正教育職員免許法施行規則附則第2項により、旧規則の科目の単位を読み替えている。	
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	※教育原論	2		
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○	※教職論	2		
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○	※教育行政学	2		
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○	※教育心理学	2		
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	※教育課程論	2		
			小計		10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					注) ※上記備考の読み替えに加え、令和3年改正教育職員免許法施行規則附則第2項により、旧規則の科目の単位を読み替えている。
・道徳の理論及び指導法	○	※道徳教育指導法	2		
・総合的な学習の時間の指導法	○				
・特別活動の指導法	○	※特別活動論	2		
・教育の方法及び技術	○	※教育の方法及び技術	2		
・情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法	○	※生徒・進路指導論	2		
・生徒指導の理論及び方法	○				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○				
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○			小計	8
教育実践に関する科目				注) 平成20年改正教育職員免許法施行規則附則第2条適用 修得年度(平成19年度)	
・教育実習					
事前及び事後の指導	○	※教育実習指導	1		
教育実習	○	※教育実習A	2		
	○	※教育実習B	2		
学校体験活動					
・教職実践演習	○	※教職総合演習	2		
			小計	7	
大学が独自に設定する科目					
			小計	0	
			小計	69	

・上記の全ての単位を修得した年度	平成20年度
------------------	--------

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	身体運動論	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報メディア演習	2	
	計	8	

【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## <別表第 1 と別表第 4 >

### ▼別表第 1 (抜粋)

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄	
免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
備考				
<p>四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第 2 及び別表第 2 の 2 の場合においても同様とする。）。</p>				
▼委任				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>「文部科学省令で定める科目の単位」＝本法施行規則第 66 条の 6</p> <p>第 66 条の 6 免許法別表第 1 備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目 2 単位又は情報機器の操作 2 単位とする。</p> </div>				

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)	
		教職実践演習	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4	
備考						
一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類						

に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）

・・・略・・・

ウ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

四 第一号中「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。）。

#### ▼教員免許ハンドブック ㊦（解釈事例編 275 頁）

##### ◎同一学校種における教職に関する科目の扱い

Q 中一種免（社会）及び高一種免「地理歴史」「公民」の認定課程を有する法学部法律学科の学生が、法学部で開設されている教職に関する科目（「教科教育法」を除き、教育実習の単位を含む。）を全て修得し、中一種免（国語）及び高一種免（国語）の認定課程を有する文学部国文学科で開設する「国語」の教科に関する科目20単位と教職に関する科目として国語の教科教育法4単位を、他学科聴講により修得した場合、法別表第1の規定により中一種免（国語）及び高一種免（国語）を取得できるか。

A 教職に関する科目は、教科教育法を除き、課程認定においては学校種の別のみを有するものとされている。このことから、中学校又は高等学校の認定課程における教職に関する科目（教科教育法を除く。）をそれぞれの学校種における他教科の免許状の取得に流用できると解される。

本事例の場合、文学部における「教科に関する科目」及び「教科教育法」、法学部における「教職に関する科目（教科教育法を除く。）」により所定の単位を満たし、中一種免（国語）及び高一種免（国語）を取得できる。

(2) 別表第4

(教育職員検定)	
第6条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。	
2 学力及び実務の検定は、第5条第3項及び第6項、前条第3項並びに第18条の場合を除くほか、別表第3又は別表第5から別表第8までに定めるところによって行わなければならない。	
3 一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第1項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第4の定めるところによって行わなければならない。	

▼別表第4 (抜粋)

第一欄		第二欄	第三欄
受けようとする他の教科についての免許状の種類		有することを必要とする第一欄に掲げる教員の一以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする教科及び教職に関する科目の最低単位数
中学校教諭	専修免許状	専修免許状	52
	一種免許状	専修免許状又は一種免許状	28
	二種免許状	専修免許状、一種免許状又は二種免許状	13
高等学校教諭	専修免許状	専修免許状	48
	一種免許状	専修免許状又は一種免許状	24

▼免許法施行規則 (抜粋)

第15条 免許法別表第4に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭	専修免許状	20	8	24
	一種免許状	20	8	
	二種免許状	10	3	
高等学校教諭	専修免許状	20	4	24

諭	一種免許状	20	4	
備考				
<p>一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第 4 条第 1 項の表備考第一号から第四号まで又は第 5 条第 1 項の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。</p> <p>二 各教科の指導法に関する科目の単位は受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。</p>				

## 学力に関する証明書(別表第1) 小一種免

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

大学長

記

1. 基礎資格

・学位の種類	・備考
・在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 大学 学部 学科)

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考			
		名称	単位数				
<b>教科及び教科の指導法に関する科目</b> ・教科に関する専門的事項 _____ _____ _____ _____ ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 国語（書写を含む。） 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語 ・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目 _____ _____				教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数は30単位			
		小計	0				
<b>教育の基礎的理解に関する科目</b> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） _____ _____					教育の基礎的理解に関する科目の最低修得単位数は10単位		
		小計	0				
<b>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</b> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 _____ _____						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の最低修得単位数は10単位	
		小計	0				
<b>教育実践に関する科目</b> ・教育実習 事前及び事後の指導 教育実習 学校体験活動 ・教職実践演習 _____ _____							教育実習の最低修得単位数は5単位 教職実践演習の最低修得単位数は2単位
		小計	0				
<b>大学が独自に設定する科目</b> _____ _____					大学が独自に設定する科目の最低修得単位数は2単位		
		小計	0				
		計	0				

・上記の全ての単位を修得した年度	年度
------------------	----

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			出身大学で修得済であれば改めて修得不要
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作			
	計	0	

【備考】

・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## 学力に関する証明書(別表第1) 小一種免

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

大学長

記

1. 基礎資格

・学位の種類		・備考	
・在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	( 大学 学部 学科)	

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部			
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間		
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名		

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考	
		名称	単位数		
<b>教科及び教科の指導法に関する科目</b> ・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 国語(書写を含む。) 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語 ・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目	/			教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数は30単位	
小計			0		
<b>教育の基礎的理解に関する科目</b> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	中一種免から流用	2		教育の基礎的理解に関する科目の最低修得単位数は10単位
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	中一種免から流用	2		
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	中一種免から流用	2		
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	中一種免から流用	2		
小計			8		
<b>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</b> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○	中一種免から流用	2		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の最低修得単位数は10単位
小計			2		
<b>教育実践に関する科目</b> ・教育実習 事前及び事後の指導 教育実習 学校体験活動 ・教職実践演習	○	中一種免から流用	3		
・教育実践に関する科目 ・教職実践演習	○	中一種免から流用	2		
小計			5		
<b>大学が独自に設定する科目</b>	/			大学が独自に設定する科目の最低修得単位数は2単位	
小計			0		
計			15		

・上記の全ての単位を修得した年度	年度
------------------	----

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	中一種免取得時に修得済	2	出身大学で修得済であれば改めて修得不要
体育	中一種免取得時に修得済	2	
外国語コミュニケーション	中一種免取得時に修得済	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	中一種免取得時に修得済	2	
	計	8	

【備考】

・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## ＜単位の流用：『教職課程事務入門 2』 196～197 頁＞

甲学校種（例：中学校）について認定を受けていても乙学校種（例：小学校）については認定を受けていない授業科目について、甲学校種の免許教科の所要資格を得ている場合においてのみ、甲学校種の授業科目の単位を乙学校種の免許状を取得する際の単位として使用できることを単位の流用といいます。流用が可能なのは旧教職に関する科目に限られます。

例えば、中一種社会の免許を取得した者が小一種免を取得する場合、平成 29 年改正免許法施行規則第 2 条第 1 項表備考第十一号を適用すると、通常の取得方法（別表第 1）と比べ旧教職に関する科目の修得数を 15 単位軽減することができます。

ただし、この規定を適用するにあたっては、取得の前提となる免許（この例であれば中一種社会）がなければ適用されません（同時申請は問題ありません）。例えば、中一種免の課程で中学校教諭免許状に係る旧教職に関する科目の単位の一部を修得したとしてもそれを他校種の免許取得に使用できません。

免許法施行規則にはいくつか流用規定がありますが、流用規定が適用される場合は、いずれも流用元となる免許状を取得済か取得済でなくとも所要資格を得ている状態であることが前提条件となります。つまり、流用をあてにして 2 つ目の免許状を 1 つ目の免許状（流用元の免許状）と同時に申請しようとする場合、1 つ目の免許状の所要資格を満たすことができなければ 2 つ目の免許状も取得できません。このようなことにならないような履修計画を立てることが学生には求められますが、このようなことが生じ得ることを指導する側は伝えておく必要があります。

### ○平成 16 年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議質疑事項)

問 28 単位の流用について（京都府）

- ① 備考十二号で、「小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合」とは、『取得要件』を満たす場合」（ハンドブック 346 頁（平成 20 年改訂前）上段）と解されている趣旨は。
- ② この回答中「取得要件」とは、「所要資格」との定義の違いは。

答 ①：基となる免許状の取得要件を満たすことにより、流用する基となる科目の単位が免許状取得の単位として認められ、流用が可能となることによる。  
②：同義である。

### ☆問 28 の参照解釈事例（ハンドブック 346 頁（平成 20 年改訂前）上段）

Q 昭和 63 年改正法施行以前の免許法により、小学校教諭の免許状に係る単位の一部を修得した者が、昭和 63 年改正法施行以後に、中学校教諭の免許状を取得する場合には、法施行規則第 6 条表備考第十二号を適用することができるか。

A 施行規則第 6 条表備考第十二号中の「小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合」とは、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の取得要件を満たす場合と解され

ることから、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の取得要件を満たしていない事例の場合、施行規則第 6 条表備考第十二号を適用することはできない。

※施行規則第 6 条表備考第十二号は、平成 29 年改正により第 2 条第 1 項表備考第十一号に同趣旨を規定。

教員免許ハンドブック Ⅰ 解釈事例 (288 頁)

◎他の学校種の免許状取得の際の「教職に関する科目」の単位の流用

Q 幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許状を取得していれば、他の学校種の免許状を取得しようとする際に、有している免許状が旧々法、旧法、新法のいずれの適用であっても、施行規則第 6 条表備考第 12 号又は第 13 号を適用し、第 2 欄、第 5 欄の単位は改めて修得する必要がないと解してよいか。

また、所有免許状が別表第 1 備考第 9 号、法附則第 11 項を適用して取得していた場合も同様か。

A 前段 施行規則第 6 条表備考第 12 号及び第 13 号については、既に修得した科目の単位についてのみ適用でき、旧々法や旧法においては、新法の教職に関する科目の第 2 欄及び第 5 欄に該当する科目を修得していないため、これらの規定を適用できない。よって、改めて修得しなければならない。

後段 同様に、実際に修得していない科目の単位であるため、施行規則第 6 条表備考第 12 号及び第 13 号を適用できない。

上記の解釈事例は平成 10 年改正免許法施行規則に基づいたものですので、この趣旨に基づくと、平成 10 年改正前の者については「教職実践演習」の単位の流用はできないということになります。

中学校教諭一種免許状取得の為の単位を修得し、免許法施行規則第2条1項表備考第11号を適用して小学校一種免許状を取得する場合の例

第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		中学校一種免許状の単位の内、小学校一種免許状の単位に使用できる単位
			小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状	
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	8
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	2
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	3
		教職実践演習	2	2	2
合計			27	31	15

11 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの単位をもってあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。